

清川村工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清川村契約規則（昭和48年12月1日規則第5号）第15条第1項の規定に基づき、清川村が発注する工事請負の入札に係る最低制限価格方式について、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 最低制限価格の設定対象とする契約案件は、設計金額130万円を超える金額の競争入札により執行する工事請負の入札とする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格の算出基礎とした設計書に基づき、別表1に掲げる額の合計額の1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、算出した額が予定価格の100分の70の額未満のときは予定価格の100分の70の額とし、予定価格の100分の90の額を超えるときは予定価格の100分の90の額とする。

(公表)

第4条 最低制限価格方式を適用しようとするときは、一般競争入札については、その入札の公告においてその旨を公表し、指名競争入札については、その旨を指名通知書に記載しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

別表 1 (第 3 条 関係)

項 目	算 定 式	備 考
① 直接工事費の額に 10分の9.5を乗じて 得た額	直接工事費の額 × 0.95	小数点以下切り捨て
② 共通仮設費の額に 10分の9を乗じて 得た額	共通仮設費の額 × 0.9	小数点以下切り捨て
③ 現場管理費相当額 に 10 分の 9 を乗じ て得た額	現場管理費相当額 × 0.9	小数点以下切り捨て
④ 一般管理費相当額 に 10 分の 5.5 を乗 じて得た額	一般管理費相当額 × 0.55	小数点以下切り捨て
⑤ 最低制限価格 (税抜)	① + ② + ③ + ④	万円止め
⑥ 最低制限価格が予 定価格 (税抜) の 90%以上になった 場合	予定価格 (税抜) × 0.9	万円止め
⑦ 最低制限価格の基 礎となる金額が予 定価格 (税抜) の 70%以下になった 場合	予定価格 (税抜) × 0.7	万円止め